

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

- (1)木本工業株式会社 高知市鷹匠町一丁目2番51号
- (2)株式会社ジオテク 高知市南御座2番22号
- (3)興和技建株式会社 高知市小津町7番1号
- (4)株式会社地研 高知市円行寺25番地
- (5)株式会社四国トライ 高知市南川添17番21号
- (6)長崎テクノ株式会社 高知市若松町1705番地
- (7)構営技術コンサルタント株式会社 高知市本宮町105番地23
- (8)株式会社第一コンサルタンツ 高知市介良甲828番地1
- (9)有限会社草苺地工 高知県吾川郡仁淀川町長者丙1932番地1
- (10)株式会社高建総合コンサルタント 高知県四万十市駅前町2番3号
- (11)株式会社相愛 高知市重倉266番2号

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和5年10月24日～令和5年12月23日（2ヵ月）(1)(2)(3)(6)(7)(8)(9)(10)の者
令和5年10月24日～令和5年11月23日（1ヵ月）(4)(5)(11)の者
四国森林管理局管内（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）

3 指名停止の理由

高知県が発注した地質調査業務において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第3条の規定に違反するとして、令和5年9月28日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令又は違反者として認定を受けた。

このことが、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。

4 工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

「工事請負契約指名停止等措置要領」
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該部局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内